

# 細川晴元内衆の内訌と山城下郡支配

馬 部 隆 弘

## はじめに

大永七年（一五二七）の桂川合戦で、細川晴元勢は細川高国勢を京都から駆逐する。その直後の「堺公方」期には、晴元勢が分裂して、將軍として足利義晴を推す柳本賢治と足利義維を推す三好元長の間で京都支配の主導権争いが繰り広げられる。

柳本賢治による京都支配は松井宗信との連立体制によって運営されてきたが、享祿三年（一五三〇）に賢治は暗殺される<sup>(1)</sup>。賢治没後に宗信も京都から姿を消すと、柳本甚次郎と木沢長政の連立体制によって引き継がれ、享祿四年に長政が京都を去ると、その座は高島長信が踏襲する<sup>(2)</sup>。彼らには明確な役職がないこともあって、恣意的な支配ではないことを明示するために常に連立体制を組んでいた点に特徴がある。このような複数名で行動をとる体制の淵源は、細川京兆家と莊園領主との間を申次として媒介する近習の制度に求めら

れる<sup>(3)</sup>。

一方の三好元長は、享祿元年に山城下五郡の守護代という立場を得て、京都周辺の支配を目論んでいた。ところが、天文元年（一五三二）正月に柳本甚次郎は元長に討たれ、同年六月に元長も木沢長政や一向一揆に討たれる。

すると、「下五郡者<sup>(4)</sup>与十郎方<sup>(高島長信)</sup>存知候」とみえるように、残された高島長信が京都を含む山城下郡の守護代にあたりと認識されるようになる<sup>(4)</sup>。ただし、消去法的にそのように認識されただけであって、補任の事実は確認できない。実際、天文三年から四年にかけて、木沢長政が山城国の西岡で半済分を得ているように、高島長信は一円的に公事の徴収を担当するような正式な山城下郡守護代の立場にあつたわけではなさそうである。天文元年九月頃には、新たに一宮成長を伴って再び松井宗信が入京したようだが、同月の一向一揆との合戦にて成長が戦没してしまい、宗信も京都を離れる<sup>(6)</sup>。結果として、京都に残る有力者は再び高島長信のみになる。

以上の経緯はこれまでも論じてきたが、天文元年以降の高畠長信の支配については見通しを述べるに留まっていた。このような筆者の見通しに反して、山下真理子氏は当該期の三好政長（のちに宗三）が山城下郡の守護代的な立場にあつて、内政に関与したと論じている。<sup>7)</sup> そのため本稿では、当該期の山城下郡における高畠長信と三好政長の立場を実態に即して整理することで、筆者がこれまで示してきた見通しの是非を問うこととしたい。

その検討にあたって着目したいのは、天文八年に京都周辺で起こった細川晴元とその内衆にあたる三好長慶（当時は利長）の軍事衝突である。そこでは、晴元を擁する三好政長と三好長慶が衝突していることから、仁木宏氏は対立の争点を三好家の家督争いとする。<sup>8)</sup> しかし、長慶が家督の座にあるのは明白と見受けられるので、争点は別のところに求めたほうがよさそうである。また、今谷明氏は長慶が晴元打倒を図ったとするが、これは同じ構図で争つて晴元を追うこととなった天文一八年の江口合戦から遡及した結果論といえ<sup>9)</sup>。それに対して天野忠幸氏は、晴元権力自体の崩壊まで長慶は望んでおらず、晴元権力内で優位な地位を占めんがための挙兵であつたとした。<sup>10)</sup> そして、この騒動の直接の契機を長慶と政長の間における河内十七ヶ所の代官職を巡る争いに求めている。十七ヶ所の代官職を争点とするのは通説になりつつあるが、政長がそれを競望したという史料的な裏付けはなく、実は長江正一氏の想像に過ぎない。<sup>11)</sup> そもそも代官職程度の問題で、主君に刃を向けるであろうか。以上

のように、天文八年の内訌については争点が推論に留まっており、意見の一致をみていない。

右の議論に共通する問題点として、長慶と政長の対立に収斂して論じていることが指摘できる。なぜなら、晴元と対立したのは長慶のみではなく、本稿でみるようにそこには高畠長信も含まれているからである。つまり、この内訌は三好家内部に留まる問題のみではなく、晴元の内衆を二分するような問題をも争点としていたのである。そして、政長と長信が対立していることや、十七ヶ所ではなく京都周辺を戦闘の舞台としていることから、その争点の一つが山城下郡支配をめぐる問題であつた可能性を指摘しうる。

そこで本稿では、山城下郡支配という視点を導入することで、江口合戦の結果から遡及して三好家の問題として捉える従来の見方からの脱却を図り、天文八年の内訌に新たな評価を与えたい。それとともに、この内訌の前後にて山城下郡支配がどのような変容を遂げたのか検討する。

## 一 内訌前の山城下郡支配

### 1 三好政長の政治的立場

山下真理子氏は、「三好宗三山城国内政面関連文書」と題した表を作成し、三好政長が山城の内政に関与したことを示す史料を一覧にしている。そこで、この表に挙げられた事例を一例目から順に検

討しておきたい。

まず一例目は、大永七年（一五二七）二月付で兄の三好長家と連署して、大山崎惣中に対して発給した禁制である。<sup>(12)</sup>これは、桂川合戦前後の臨戦下で発給されたものとみてよい。長家・政長兄弟が、軍事的な統率者であったために発給を依頼したものであって、必ずしも内政に関与したことを示すわけではない。

二例目は、天文四年（一五三五）に作成された、享祿四年（一五三一）分の東寺領東西九条女御田算用状である。<sup>(13)</sup>この史料のなかで「廿文」を未進する「九条方」の「甚五郎」を三好政長に比定しているが、「九条方」という所属が明記されていることから在地の者とみて間違いあるまい。翌年分の算用状でも「九条方」の「谷甚五郎」が未進をしており、「谷甚五郎為勝」の発給文書も残るので、彼と同一人物と思われる。<sup>(14)</sup>天文七年には政長が山城下郡に段銭を賦課しており、同年分の東寺領東西九条女御田算用状には、「神五郎反銭」が計上されている。<sup>(15)</sup>山下氏は、おそらくそれを前提として、政長の山城下郡支配を遡らせてしまったのだと思われる。

三例目に挙げる史料は東寺領久世荘の年貢算用状であるが、ここには三好政長が登場しない。<sup>(16)</sup>この史料と四例目に挙げる史料が貼り継がれているため、混同したのであろう。

四例目は、天文五年一二月に作成された久世荘における天文三年分の公事銭算用状で、支出のうちに次のようにみえる。

【史料1】<sup>(17)</sup>

八月二日  
一貫十文 三好甚五郎方へ御樽遣之  
谷城へ

天文三年に、晴元と敵対する細川国慶の軍勢が洛西にある谷の城に籠城した。<sup>(18)</sup>それに対して木沢長政と三好政長が谷の城を攻めている。その結果、八月三日から四日にかけて谷の城は落城する。以上の経過から、勝利間近の八月二日になって、谷の城を攻撃する政長のもとに戦勝を祈念して樽代を贈ったとみてよからう。したがって、これもまた内政での活動を示すものではなく、臨戦下での事例といえる。

五例目は、足利義晴の偏諱が与えられた旨を日向の伊東義祐に伝えた細川晴元の書状である。<sup>(19)</sup>天文六年のこの書状の末尾には、「猶三好神五郎可申候」とみえる。外交上の取次を担っていることは窺えるものの、ここから山城の内政に携わっていることは読み取れない。同年には「丹州波多野方処へ三好神五郎方より就慈徳寺之儀書状くたし申候」ともみえるように、この時期あたりから外交面での活動が目立ち始めるようである。

その点は、六例目の本願寺から音信を贈られている天文七年の事例からも確認できる。<sup>(21)</sup>証如が書状を添えて三好政長に音信を贈るのは、これが初めてのことであった。<sup>(22)</sup>いうまでもないが、ここからも内政面での活動は読み取れない。

そして七例目が、先述の天文七年における山城下郡段銭の事例にあたる。これについては内政への関与に他ならない。

続く八例目から一〇例目にかけては、天文八年五月に唐木崎開康の持つ買地を大徳寺如意庵へ還付するにあたり協力している事例である。<sup>(23)</sup>これについては、開康が三好政長の与力であるため関与しているのが、内政に関わるものとはいえない。ただし、天文七年二月以来、大徳寺で書き連ねられたこの一件についての公事小日記には政長の名が一切みえないのに対して、<sup>(24)</sup>天文八年五月の裁許の段になって、にわかに関与した政長の名が出てくる点は注目してよい。なぜなら、天文七年から翌年の間に、政長の発言力に対する期待が京都周辺において高まっていたことを示唆しているからである。

一 一例目は、天文八年の清涼寺を対象とした禁制である。<sup>(25)</sup>一例目の大山崎の事例とは異なり、京都において禁制を発給するにはそれなりに支配の正当性が必要<sup>(26)</sup>なため、この事例については内政への関与を示すものといつてよいかと思われる。山下氏が作成した表をみても明らかのように、これを端緒として、京都周辺における三好政長の文書発給は頻繁となる。

同様に、山城下郡段銭を配符した直後には、仁和寺領である乙訓郡開田荘の代官職補任を求めるなど、<sup>(27)</sup>山城下郡での活動も幅が広がる。享祿二年にも、九条家の侍である石井氏の所領を知行しようとして入部を凶っている事例が確認できるが、<sup>(28)</sup>山城下郡にて所職を拡大しようとする動きはそれ以降天文七年までは確認できない。

以上のように、三好政長による山城下郡の内政への関与は、天文七年の段銭賦課を契機に始まっており、それ以前には遡らないとみ

られる。

## 2 高島長信の政治的立場

続けて、天文元年（一五三二）以降の高島長信の動向について、京都周辺の支配を対象にみておく。

### 【史料2】<sup>(29)</sup>

山崎宗漢買得分田地二段事、松井方与力井関方違乱□候、去年一宮左近将監方・松井方仁被相届、落居候処、重而致違乱由候、従此方松井方へ可相届候間、百姓前二可被拘留候、若於他納者、可為二重成候、謹言、

十一月五日  
与十郎<sup>(高島)</sup>  
長信（花押）

沽脚分  
名主百姓中

井関氏に田地を違乱された山崎宗漢の訴えをうけて、高島長信が解決するまで年貢等を他納しないよう地下に命じたものである。この問題は、一年前に一宮成長と松井宗信へ訴えて一度は解決したようである。両者が連携して京都支配に関与したのは、本稿の冒頭で述べたように天文元年にしか確認できないので、年次が比定できず。京都支配に携わった者が次々と没落した結果、残された長信の調停能力に期待が寄せられている様子を見てとれよう。

また、受益者のもとに正文が残されるのが中世の通例だが、【史

料2】は受益者たる山崎家ではなく、違乱した当事者である井関家に残されている点も注目される。後述する事例も踏まえると、おそらく宛所の通りに地下に手交され、それが井関家に届けられたのだと思われる。

【史料3A】<sup>(30)</sup>

今度就諸勢勳之儀、洛中洛外号半済免除、諸百姓等年貢以下難  
 渋云々、以外次第也、所詮書無御存知上者、如先々可致其沙汰  
 旨、早可被相触之由候也、仍執達如件、

天文元十一月十三日

(采本)  
長隆在判

(采信)  
高島与十郎殿

【史料3B】

今度洛中洛外号半済之儀、諸百姓等年貢以下難渋之由以外次第  
 候、所詮書無御存知上者、如先々可其沙汰旨、早在々所々可被  
 相触候、若於遲怠之族在之者、可加成敗候、恐々謹言、

(天文元年)  
十一月廿日

(高島与十郎)  
長信在判

柳本殿 御年寄衆中

天文元年の晴元方による山科本願寺攻めにあたって動員された「諸百姓」が、反对給付として「半済免除」されたと称して年貢納入を難渋しているようである。<sup>(31)</sup>【史料3A】の京兆家奉行人奉書は、その主張は認めない旨を触れるように通知したものである。「洛中洛外」が対象であることから、宛先の高島長信が単独で京都周辺の支配を担っている様子が窺える。それをうけて【史料3B】で長信

は、当主不在のため柳本家の年寄衆に宛てて、その旨を触れるようにさらに通知している。「可被相触候」と敬語を用いていることから、高島家と柳本家は上下関係にあるわけではない。【史料3B】では「成敗」を加えるようにとの文言が追加されるので、柳本家には京都の治安を維持する軍事的・警察的役割が期待されていたのである。したがって、長信は行政面に重きを置く立場と考えられる。このように、従来の連立体制を継承しつつも、一方が当主不在で、かつ分業するという新たな形が模索されるようになる。

天文二年に東寺と吉祥院の間で草刈場を巡る相論が生じた際にも、高島長信は調停を依頼されている。

【史料4A】<sup>(32)</sup>

就当寺与吉祥院草刈場儀、及取相云々、太不可然、所詮、速被  
 糺決之、任理非之旨、可有御成敗之条、可被存知之由、被仰出  
 候也、仍執達如件、

(天文式)  
三月廿九日

(貞広)  
貞広 (花押)  
(忠通)  
忠通 (花押)

東寺雑掌

【史料4B】

今度号境相論、吉祥院与被及鉾楯之条、太不可然、所詮被遂御  
 糺明、任理非可有落居之旨、被成御奉書上者、早可被止取合  
 由、尚相意得可申之旨候、恐々謹言、

高島与十郎

四月廿三日 (天文二年)

長信（花押）

東寺雜掌

【史料4 C】

今度号境相論、東寺より被及鉾楯之条、太不可然、所詮被遂御  
 糺明、任理非可有落居之旨、被成御奉書上者、早被止取合、不  
 日至摂州被相動、先可被抽忠節之由候、尚相心得可申候由候、  
 恐々謹言、

高島与十郎

四月廿三日 (天文二年)

長信判

吉祥院諸侍御中

【史料4 D】

東寺与吉祥院境相論之儀、及鉾楯之条、不可然旨、可被成御奉  
 書候、早々被相着、可被止取合候旨、堅可被申付之由候、相心  
 得可申之旨候、恐々謹言、

高島与十郎

四月廿三日 (天文二年)

長信判

柳本殿御年寄衆中

近江の桑実寺にいる足利義晴のもとから発給された【史料4 A】  
 の室町幕府奉行奉書の内容を、高島長信が各方面に通達している  
 ことがわかる。【史料4 B】で東寺が「吉祥院与被及鉾楯」ている  
 ことを批判され、【史料4 C】で「東寺より被及鉾楯」ていること  
 が批判されているので東寺は受益者ではないが、自身を宛所とした

【史料4 A】と【史料4 B】は原本を、それ以外を宛所としたもの  
 は案文を受領している。相手方に宛てた【史料4 C】によると、吉  
 祥院の侍たちは晴元方による本願寺攻めに動員されるようなので、  
 それと引き換えに調停を長信に要求したのである<sup>(33)</sup>。したがって、  
 吉祥院の侍が受益者ではあるものの、双方に停戦命令を出すため、  
 一般的な中世文書とは異なり、これらは宛所通りに送付されたと思  
 われる。もし仮に、受益者たる吉祥院が桑実寺まで赴いてこれら  
 を得ていたとしたら、正文を東寺に引き渡すことはないと思われ  
 る。よって、【史料4 A】を用意したのは長信とみられる。

そして【史料4 D】は、柳本家の年寄衆に送られたものの案文で  
 ある。ここでは現地に赴き、停戦させるよう通達されている。行政  
 面の高島長信と軍事・警察面の柳本家という分業体制をここからも  
 読み取ることができる。

高島長信がかかる立場にすることができた事情について、出自ま  
 で遡ってみておきたい<sup>(34)</sup>。晴元内衆のなかには、晴元の父にあたる澄  
 元に当初から仕えていた古参の者と晴元段階になって出頭した新参  
 がそれぞれ連帯しており、対抗意識を持っていた。また後者のなか  
 には、さらに直近になって出仕した最新参が別途連帯していた。そ  
 れぞれが明確に線引きできるわけではないが、この三つのグループ  
 のおよその姿を抜き出すことは、次の方法によって可能である。

晴元への取次業務は、対外的に顔の利く大身の内衆と晴元の近く  
 に仕える側近の内衆が特定の組み合わせで担っていた。大身の内衆

が懇意の者を側近の取次に定めるため、大身取次と側近取次の組み合わせをみれば、晴元内衆のおよそのグループ構成はみてとることができる。すなわち、古参の三好長慶と高島長直、新参の三好政長と波々伯部元継・坪和道祐、最新参の木沢長政と古津元幸・湯浅国氏である。これらは常に目にみえて対立しているわけではなく、どちらかというとな在的な対抗意識に基づくものといえる。

高島長信はここにみえる高島長直の兄で、永正三年（一五〇六）に細川政元の養子として細川澄元が上洛した際には三好之長とともに供奉している。大身取次の三好家と側近取次の高島家という関係は、ここまで遡ることができる。長信は澄元が京都から没落しても一貫して従ったが、之長は澄元のもとを離れて敵対する細川高国方につくこともあった。「堺公方」期になると、之長の跡は三好元長が継承していたが、將軍として義維を強く推す元長に抵抗感があったためか、長信は元長と相容れない部分もあった。<sup>(35)</sup>長信は、將軍として義晴を推していたとみえて、柳本賢治に比較的近い立場をとっている。そのため、享祿三年（一五三〇）に賢治が播磨へ出兵する際には、賢治の留守として入京している。その関係もあって、同年に賢治が没すると、後継者の柳本甚次郎と晴元の間を取り持ったのである。

以上のように、高島長信は義晴派で、申次としての立場を継承して京都支配にあたった。それに対して三好政長は、天文七年に領地的な山城下郡段銭を賦課していることから、元長の山城下郡守護代

としての立場を継承して京都支配に介入しようとしたのだと思われる。政長がここで段銭賦課という手段を講じた狙いは、別途論じるように長信の莊園領主たちの申次としての立場を奪うことにあった。<sup>(36)</sup>なぜなら、莊園領主たちが段銭を納付するにしろ、免除を申請するにしろ、いずれにしても政長に対して交渉を持つようになるからである。三好長慶にしてみれば、父の所職を掠め取られたということになる。これを動機として天文八年の内訌にまで発展したことを説明するには、長信の動向をもう少し追いかける必要がある。

## 一一 内訌の経緯

### 1 内訌に至る過程

天文八年（一五三九）に起こった「細川右京兆内輪之儀」、すなわち晴元内衆の内訌は、蛭川親俊が記すように「三好同名扱破」れた結果でもあった。<sup>(37)</sup>このように三好長慶と三好政長の対立が基軸となっていることは、「三好孫次郎就同名神五郎事、至摂州上郡出陣候」や「右京兆内籍乱、三好孫二郎与同名甚五郎依確執也」とみえるように誰の目にも明らかであった。<sup>(38)</sup>ただし、目の前で起こっている三好氏同士の対立について記すのみで、何をめぐって対立しているのか、その理由を明記した史料は見当たらない。

山城下郡段銭を賦課した直後の天文七年一〇月に、高国残党の細川国慶と内藤国貞が同時に蜂起する。<sup>(39)</sup>京都北西の杉坂に現れた彼ら

を、三好政長と高島長信・長直は連携して撃退している<sup>(40)</sup>。このように、京都を守るうえで共通の敵がいた場合は連携していた。政長はそのまま、内藤国貞が籠城する丹波八木城の攻撃に向かい、一月一〇日にこれを落としている<sup>(41)</sup>。一方の長信については動向がはっきりしないが、長直は京都に残った模様である<sup>(42)</sup>。

八木城を落とした直後の三好政長の動向はよくわからないが、天文八年四月末段階の政長は丹波に蟄居している<sup>(43)</sup>。京都に戻れない何らかの事情が生じたらしい。この間、天文八年正月一四日に、摂津にいた三好長慶は軍勢を連れて上洛し、翌日晴元の幕府出仕に供奉している<sup>(44)</sup>。それに合わせて京都方面での仲裁役として六角氏から度々派遣されていた永原重隆も上洛している<sup>(45)</sup>ので、長慶が幕府や晴元に前年来の政長による山城下郡支配につき、何らかの苦言を呈した可能性が考えられよう。ただし、当時の長慶はまだ一八歳なので、実質的に彼の発言を代弁していたのは内衆の代表格である三好連盛と考えられる。

そののち連盛らは、尼子氏によって播磨から追われた赤松晴政の復讐戦に合力するため播磨に出陣し、四月に摂津へ帰陣している<sup>(46)</sup>。出立の時期は不明だが、二月段階には長慶のもとにいるはずの連盛ら内衆たちが不在なので<sup>(47)</sup>、京都を離れてから程なくして出陣したとみられる。

ここで、十七ヶ所の代官職がこの前後にどのように扱われていたのかを通覧することで、この一件が内訌の争点ではないことを確認

しておきたい。天文七年五月には、「吉田源介<sup>三好代官</sup>」の存在が確認できる<sup>(48)</sup>。かつて天野忠幸氏は、ここでの「三好」を三好長慶と解釈していたが、のちに三好政長へと変更している<sup>(49)</sup>。政長が十七ヶ所の代官職を競望したという史料の根拠を新たに見出したかのようにみえるが、吉田源介が長慶の代官であることは翌年に確認できるので<sup>(50)</sup>、解釈はもとに戻すべきである。

#### 【史料5】

料所河内国拾七ヶ所事、晴元<sup>備前</sup>及違乱、利阿波・讃岐之輩召上候  
 条、都鄙物念如斯候、然者急度相談大友修理太夫、両国之人数  
 打掃候調儀候者、別而可為忠節候、猶以一書晴光可申候也、

十一月二日

義晴<sup>定見判</sup> 御判

河野弾正少弼とのへ

晴元が十七ヶ所を違乱したと表現しているが、実態としてはこの年に始まる配下の長慶や吉田源介らによる違乱とみるべきであろう。阿波・讃岐衆を動員しているという表現からも、そのように見受けられる。天野氏は「伊予の河野通直と豊後の大友義鑑に晴元を討つよう命じ」ていると解釈しているが、阿波・讃岐衆が帰国するような調略を背後から進めるように命じていたのであって、軍事行動までは求めていない。つまり、ここでの晴元と長慶は十七ヶ所から排除すべき存在ではあるものの、必ずしも敵視されているわけではない。

そして翌年正月になると、先述のように晴元と長慶はともに幕府

に出仕し、それと引き替えに政長は京都での居場所がなくなっている。幕府は山城下郡段銭の賦課には根拠がないと厳しく批難しているので、長慶は京都の支配から政長を追放すると幕府に対して申し出たのではなからうか。また、それと同時に赤松晴政の復帰戦を支援するよう、幕府から依頼された可能性も高い。なぜなら、播磨に復帰した晴政は、程なくして幕府に礼を申し出ているからである。<sup>(52)</sup>そして六月二日には、長慶が十七ヶ所の代官職を懇望してきたのに対して、幕府もそれに応じる方向で話が進められる。<sup>(53)</sup>これは、長慶の働きに対する見返りとみることができよう。したがって、十七ヶ所の代官職を内訌の争点とみるのは困難である。以上のように、天文八年に入ると幕府と長慶は急速に接近し、その年の半ばにはかなりの信頼関係を築いていた。

翻って、その頃の三好政長に目を向けてみる。先述のように、天文八年五月には、唐木崎開康の持つ買地を大徳寺如意庵へ還付するにあたり三好政長が協力している事例がみられる。しかし、五月一七日付の文中で政長が「急度可罷上候間、於相紛儀者、於京都速可申付候」と述べていることや、その返事を大徳寺が五月二六日付で発給していることから、五月中旬まで政長はまだ京都に入っていない<sup>(54)</sup>。と同時に、ここからは近く上洛する意思を持っていることもわかる。五月八日には高雄まで進出している<sup>(55)</sup>ので、入京の時期を窺っていたのであろう。そして、六月五日には先述のように清涼寺に禁制を発給し、六月八日には西岡に出張している。<sup>(56)</sup>このように、政長

は京都周辺の支配に再び関与するようになる。

この動きに長慶方は敏感に反応した。閏六月一日までには京都に「阿州雑説」が伝わってくる。<sup>(57)</sup>長慶の上洛が時間の問題になると、晴元方は次のような対処をとる。すなわち、「三好孫次郎自屋形付御敵、神五郎明日出仕云々、然間高畠神九郎弘誓縛、今夜当軒江可来云」とみえるように、長慶を敵とし、政長と結ぶのである。<sup>(58)</sup>その結果、高畠長直が出奔したとも記される。前述のように長慶と長直は本身取次と側近取次の関係にあるため、主人の晴元と長慶が対立してしまうと、長直はいずれの敵にも味方にもなることができず、出奔して中立の立場を明示するしかなかったのである。

側近の取次は定員が五名で、長慶を敵としたのちも、古津元幸・田井長次・波々伯部元継の三名が晴元の傍に仕えていることを確認できる。<sup>(59)</sup>このうち波々伯部元継は先述のように政長と結んでいた。田井長次についてははっきりしないが、古津元幸は木沢長政と結んでいたことから、長政と政長は比較的近い関係にあることもわかる。

さて、長慶の上洛が必至になると、当然のことながら莊園領主たちは禁制の取得に奔走することとなる。東寺は次のような動きをみせている。

【史料6】<sup>(60)</sup>

天文八年閏六月五日

二貫文

(尾形義晴)  
公方様へ御礼之時御引替

一貫文

(本地) 辻ノヤフレ・南ノカマヘ(備)・ふしん(普通)の酒直・

(薬海) わらない以下

五百文

(高島長信) 与十郎御樽代

二貫文

(制札) 三好せいさつの引替

以上五貫五百文

(中略)

八月二日

三百卅二文

(三好政長) 神五郎礼物御引替

一貫文

(相違) 宝厳院殿はたへ御出之時

以上一貫三百卅二文

山下真理子氏は、【史料6】の内容について、『せいさん』のため、神五郎へ二貫文」と説明する。しかし、右のように正しくは「せいさつ」なので制札銭とみて間違いない。また、【史料6】では「三好」と「神五郎」が使い分けられており、銭を支払った時期も二ヶ月離れているので、「三好」とは長慶を指している可能性もある。

閏六月は、長慶勢の乱入が危惧される時期であった。よって、東寺が禁制を求めるとしたら長慶と考えるのが順当である。事実、閏六月一六日に清水寺が、一七日に大山崎と大徳寺が、二〇日には知恩寺が長慶の禁制を得ている。<sup>(61)</sup>そして、いよいよ戦鬪が目の前に迫ってくると、龍安寺が七月二日付で細川晴元の禁制を、大山崎が七月二六日付で晴元奉行人の茨木長隆による禁制を得ている。<sup>(62)</sup> 莊園領

主たちは、一部将の三好政長よりも上級権力から得たほうが効果的と判断したため、この段階における政長の禁制は見当たらないのである。軍事的緊張が走る前の六月には、先述のように清涼寺が政長の禁制を得ているものの、他の禁制と異なって「軍勢」の文言もなく、「盗賊人事」や「喧嘩之事」など、どちらかというときを視野に入れたものとなっており、発給の事情は明らかに異なる。よって、「三好せいさつ」とは長慶の制札とみて間違いあるまい。

となれば、【史料6】で注目されるのは、高島長信に樽代を支払って長慶の制札を得ている点である。つまり、長信は中立を保つことなく、京都にいながら長慶方についたのである。この内訌を機に、長信は次のような禁制も発給している。

【史料7】<sup>(63)</sup>

禁制 淨福寺

一 当手甲乙人乱妨狼藉事、

一 陣取并放火事、

一 相懸矢銭兵糧米等事、

右条々令停止訖、若於違犯之輩者、可処嚴科者也、

天文八年閏六月 日

(高島長信) 与十郎 (花押)

先述の大山崎が得た晴元奉行人の禁制の文末は、「右条々堅被停止訖、若有違犯輩者、可被処嚴科者也、仍下知如件」となっており、晴元の意を奉じている。それに対して【史料7】での高島長信

は、晴元の意を奉じるわけではなく、自らの意に基づきこの禁制を發給している。政長への対抗心からこのような禁制發給に至ったとみることもできよう。

長慶に同意したのは「摂州同意之輩、伊丹次郎・池田筑後守・柳本孫七郎・三宅出羽守・芥川豊後守」であった。<sup>(64)</sup>その情報が京都に入ってくると、晴元は閏六月一七日に高雄山へ退いた。<sup>(66)</sup>七月中旬になると、長慶勢は京都に進軍してくる。長慶勢とそれを迎え撃つ晴元勢は、それぞれ次のように布陣した。

#### 【史料8】<sup>(66)</sup>

従高雄三好神五郎其外野多野・馬廻衆、妙心寺・西京出張持之、自山崎三好伊賀、向大明神より西井・全川乗寺出持之、柳本・高畠与十郎岩神・神祇官出持之、終日野伏はかりにて相引、左右方及晩引之、

晴元方の三好政長や波多野勢は、高雄山から下ってきて妙心寺や西京に布陣した。それに対して山崎まで来ていた長慶方からは、三好連盛が向日神社を經由して、西院や川勝寺に布陣した。また、柳本元俊と高畠長信は岩神と神祇官に陣取った。<sup>(67)</sup>長慶方の主力は連盛や元俊であるという認識は他の史料からもみてとれる。<sup>(68)</sup>

高畠長信と同陣した柳本家当主代理の柳本元俊は、山城下郡段銭の賦課が始まった直後の天文七年九月二二日を端緒として、晴元の奉行人奉書にて立て続けに違乱の停止をされるようになる。<sup>(69)</sup>かつては、可竹軒周聡・三好政長・木沢長政ら「晴元御前衆」のうち、周

聡の賦に従って奉行人奉書が發給されていたが、天文二年に周聡は没しており、長政も次第に畠山在氏の擁立に比重を移していく。<sup>(70)</sup>よって、以降の奉行人奉書發給には、政長の意向が大きく反映されている可能性が高い。こうした点から、元俊は長信同様に政長の目の敵にされていたと考えられる。

以上のように、晴元のを背景として山城下郡支配に介入してきた政長をよく思わない者たちが結集して内訌に發展したといえよう。しかも、政長は天文八年前半は京都周辺から一旦排除されており、再度入京するとその情報はすぐに長慶のもとにもたらされ、即座に挙兵した。主人の晴元や場合によっては幕府にも背くことになりかねないので、京都にいる高畠長信や幕府と事前から連携していなければ、長慶はこのような即断ができなかったに違いない。政長に比較的近い立場の木沢長政が、この争いに積極的に関与しなかったのは、政長に味方すれば幕府に敵対することになるためであろう。また、右の結論を別の視点から捉え直せば、政長による山城下郡支配への介入を認める一派もあり、その頂点には晴元がいたということになる。その理由については、次章で考えてみたい。

## 2 内訌後の動向

六角定頼の調停に従った三好長慶は、天文八年（一五三九）七月二八日に山崎から兵を引き、八月一四日までに摂津の越水城へ入城した。<sup>(71)</sup>一方の細川晴元は、八月二一日に山崎に入っている。<sup>(72)</sup>それか

らまもなくして、三好政長が切腹したという噂が流れる。<sup>(73)</sup> 誤報とはいえ、内訌の責任は彼にあるという認識があったからこそ、この噂は広まったのであろう。

九月二六日になると晴元は山崎から上洛し、長慶も出仕することとなり、ひとまず混乱は収束する。<sup>(74)</sup> 長慶方の主導的立場にあった三好連盛は八月一四日には越水に在城しているが、長慶の出仕にあたって牢人となって堺に逃れている。<sup>(75)</sup> 連盛は、翌年五月になっても、なお堺に牢人として滞在しており、その年の一〇月一二日には討死してしまった。<sup>(76)</sup> このように長慶方からどのような処遇を受けたのかはつきりしないこともあって、天野忠幸氏は連盛が失脚した理由を不明とする。<sup>(77)</sup> しかし、同じく長慶の有力配下である塩田左馬助に着目すると、長慶の出仕に際して牢人となっているが、翌年二月には許されて長慶のもとに復帰している。<sup>(78)</sup> このように好んで出奔したわけでもなさそうなので、連盛と左馬助の追放が和睦の条件になったか、もしくは彼らに内訌の責任を負わせたのであろう。

では、晴元に敵対した高畠長信や出奔した高畠長直はどのような処分を受けたのであろうか。一〇月一三日に証如は晴元の上洛を祝して、彼およびその側近取次五名全員に音信を贈っている。<sup>(79)</sup> そのため、ここには高畠長直の名があがっているが、混乱が収束した直後に何事もなかったかのように晴元の傍に仕えているのも違和感がある。長直からは返事もあつたように証如は日記に記すが、代理人が受理して返事をした可能性も視野に入れておく必要があるだろう。

実際、翌一月には、「高畠<sup>(長直)</sup>与十郎又神九郎へ、就出頭儀、為樽代式百疋ツ、遣之也<sup>(80)</sup>」と「出頭」を祝して高畠兄弟に音信を贈っている。証如は、これに先だつて三好長慶が晴元のもとに復帰したことを「出頭之儀」とも述べているので、<sup>(81)</sup> 彼のいう「出頭」とは出仕を意味する。つまり、高畠兄弟の晴元への出仕は、しばらく遅れたものとみられる。東寺が、一月に近江坂本から上洛してきた高畠長直に対して礼銭を贈っていることから、<sup>(82)</sup> 相国寺に入った長直はその後、坂本に移って逼塞していたようである。長慶が実際に上洛してくるのも一月のことなので、この月になって晴元方と長慶方の正式な和睦が結ばれたとみるべきであろう。<sup>(83)</sup>

このように、高畠兄弟は天文八年の内訌の結果、立場を悪くしていることから、何らかの関与があつたことは間違いない。もちろん、長直はこれ以後も晴元に重用されることから、中立の立場を示したことが幸いしたようである。敵対した長信が許されたのも、長慶との関係を踏まえてのことであろう。ところが、この年の末に、長信は併和道祐の宿にて殺害される。<sup>(84)</sup> 三好政長と道祐は先述のように懇意の関係にあるので、この事件の背後に政長がいたことはほぼ間違いあるまい。

高畠長信の罪は不問に付されて京都に戻っていることから、三好政長に対しては、和睦の条件として山城下郡守護代の立場を放棄することが提示されたのではなからうか。実際、山城下郡段銭の事例を除くと、政長が山城下郡守護代として振る舞った形跡はない。

## 三 相論にみる山城下郡支配の変容

## 1 高島長信の対応

本章では、天文八年（一五三九）の内訌を経て、晴元権力による山城下郡の支配がどのような変容を遂げたのかみておく。

愛宕郡松崎では複数の寺社領が混在しており、【表】に示したように、ここでの北野社と大徳寺の所領争いに高島長信と三好政長が関与している。そこで、【表】に基づいて相論の経過を整理し、長信と政長の関与のあり方を比較してみたい。なお、【表】から引用する際は、「1」のように表記する。

天文三年に、北野社が外会所領の毎阿弥分だとして、大徳寺養徳院領の薑田耆町を押し替えてくる。このとき大徳寺は幕府に訴えて、その主張が認められ、奉行人奉書が発給された「1〜3」。天文六年には、光乗院や赤沢民部大輔が改めて外会所領だと主張して、押し替えてくる「5・19」。その結果、同年八月に幕府は毎阿弥分を外会所領と認める一方で、薑田耆町は毎阿弥分の一部を売却したものとし、売買の際に不法があったため、幕府の御料所としてしまった「6・17・18」。

そのため、大徳寺は翌九月に京兆家へ訴えて、薑田耆町を安堵する奉行人奉書を得ている「8〜10」。それに基づいて大徳寺が薑田耆町の知行を継続したため、天文八年九月に幕府は御料所なので手

を引くよう求めた「17・18」。すると大徳寺は、翌一〇月に改めて京兆家に訴えて奉行人奉書を得ている「19」。そして、大徳寺は支証を揃えて提出し、改めて幕府に訴えたところ、御料所の代官職をつとめる松田盛秀から職を辞するという内意を得た「20〜22」。二月になると、その旨が幕府奉行人奉書で正式に通達される「24」。この相論は、以後も天文一四年頃まで続くことが確認できるが、<sup>(85)</sup>それらも含めつつ大徳寺が所有する史料をみる限りは、薑田耆町という大徳寺独自の所領に対して、北野社が毎阿弥分の一部だとあれこれと口実を付けながら押し替えてくるように見受けられる。この所領について、幕府は天文三年当初は大徳寺領であると認めながら、天文六年には北野社領と認識しており、天文八年に再度大徳寺領としている。これ以降も、幕府の認識は二転三転するため、この問題はなかなか決着がつかなかった。

では、京兆家はどうに判断していたのであろうか。幕府の判定が覆るごとに大徳寺は京兆家奉行人奉書による安堵を求めている。京兆家奉行人の茨木長隆が、私信を添えて奉書を送っているように「14」、懇意の関係にあるため、京兆家奉行人奉書の判定が覆ることはない。それに対して、高島長信は次のような姿勢を示していた。

【史料9A】「4」

北野社領城州松崎内三町余事号毎阿弥分、以公方御奉書・御屋形御下知退押妨、如元社領無紛、於代官職者子細在之、此方数

【表】「薑田壺町」をめぐる北野社と大徳寺の相論

番号	年月日	差出→宛所	正案	認識	典拠
1	天文3.10.7	(飯尾) 堯連・(飯尾) 貞広→当所名主沙汰人中	正	大	1136
2	天文3.11.25	大和守(飯尾堯連)・散位(飯尾貞広)→当院雑掌	正	大	2367
3	天文3.11.25	(飯尾) 堯連・(飯尾) 貞広→当所名主沙汰人中	正	大	2368
4	天文6.8.9	高島長信→当所百姓中	正	北	1137
5	(天文6).8.13	北野外会蔵光→赤沢民部大輔	案	北	1138-1
6	天文6.8.22	(飯尾) 盛就・(治部) 貞兼→当所名主百姓中	案	北	1138-3
7	天文6.8.28	別当代・西執行代・執行代→東松崎当所名主百姓中	案	北	1138-2
8	天文6.9.19	(茨木) 長隆→当院雑掌	正	大	1139
9	天文6.9.19	(茨木) 長隆→所々名主百姓中	正	大	1140
10	天文6.9.19	(茨木) 長隆→当所名主百姓中	正	大	1141
11	(天文6).9.30	高島長信→当所名主百姓中	正	北	1142
12	(天文6).10.20	高与十(高島与十郎)長信→山本修理進(実尚)	正	北	1143
13	天文8.8.9	(茨木) 長隆→当所名主百姓中	正	大	1145
14	(天文8).8.9	茨木伊賀守長隆→竹和軒	正	大	1146
15	天文8.8.9	三好神五郎政長→松崎名主百姓中	正	大	影写本
16	(天文8).8.9	三好神五郎政長→松崎名主百姓中	正	大	影写本
17	天文8.9.15	(松田) 盛秀→当所名主百姓中	正	北	1147
18	天文8.10.2	(治部) 光任・(飯尾) 貞広→大徳寺内養徳院雑掌	正	北	1148
19	天文8.10.10	(茨木) 長隆→当所名主百姓中	正	大	1149
20	(天文8).10.12	(松田) 盛秀→養徳院納所禪師	正	大	1151
21	天文8.10.12	(松田) 盛秀→当所名主百姓中	正	大	1152
22	(天文8).10.20	(松田) 盛秀→飯尾大和守(堯連)	正	大	影写本
23	(天文8).12.6	三好神五郎政長→与鴉亭	正	大	1155
24	天文8.12.25	(飯尾) 堯連・(松田) 晴秀→当所名主沙汰人中	正	大	1156

註) 典拠は、『大徳寺文書』の文書番号。「影写本」は大徳寺文書(東京大学史料編纂所影写本)。認識の「大」は大徳寺領と認識しているもの、「北」は北野社領と認識しているもの。なお、15・22は、案文が『大徳寺文書』2369号・1154号に掲載される。また、23は『戦三』132にも所収される。

年存知候条、各成其心得、嚴重可令納所、更不可有難渋候也、  
謹言、

天文六  
八月九日

当所  
百姓中

高畠  
長信（花押）

【史料9B】「11」

松崎内北野社領、毎阿弥分年貢米等事、可令納所之旨、申付之  
処、方々号違乱之族在之、難渋曲事候、所詮不日差越人数、可  
令納所候之条、可成其意候、自然雖構他納、不可能承引候也、

（高畠）  
「天文六一」

高畠

九月卅日

長信（花押）

当所名主百姓中

【史料9C】「12」

尚以、柳本方折昏無之上者、堅可有御催促候、但又柳本方  
折昏到来候ハ、從此方可相届候、

毎阿弥分薑田壺町事、柳本方へ申届候処、無存知之由候上者、  
可有御催促候、恐々謹言、

（高畠）  
「天文六一」

（高畠十郎）  
高与十

十月廿日

長信（花押）

山本修理進殿

御宿所

【史料9C】からは、天文六年に至っても、柳本家との連立体制

が一応は残っていることを確認できる。これらの受益者は、【史料9A】と【史料9B】にて「北野社領」として安堵しているように北野社である。その点は【史料9C】も同様で、「毎阿弥分薑田壺町」としているように完全に北野社側の主張に従っている。

しかし、これらはなぜだか大徳寺に残されている。【史料9A】に「於代官職者子細在之、此方数年存知候」とあるように、高畠長信は享祿四年（一五三一）以来、与力の真壁治継とともに松崎に混在する寺社領の総括的な代官職をつとめていた。おそらく、これら三点は年貢催促のために松崎の地下へ直接送られたのであろう。さらに地下が判断を仰いで提出したため、大徳寺に残されたと考えられる。【史料2】や【史料4】でもその傾向はみられたが、長信は莊園領主に手交するという中世的原则から逸脱し、宛所のとおり文書を送るなど、地下と直接交渉することも多かったようである。そのような交渉が始まる契機は、【史料3】や【史料4】でみたように、晴元方の諸将が地下を積極的に軍事動員しようとしていたことに求められる<sup>86</sup>。

この時期、同時並行して、茨木長隆が大徳寺領として安堵する奉書を発給していたことを踏まえると、高畠長信はそれに背いていたことになる。しかし、この時期の幕府は北野社領と判断していた。すなわち、長信は京兆家の意向よりも幕府の意向を優先していたのである。長信が近江にいる足利義晴の意向を尊重している点は、

【史料4A】を用意していることから窺えたが、このような方針

は柳本賢治以来のものといえる。しかも、柳本家の年寄衆と連携はしているものの、この時期の長信は単独で文書を発給していた。つまり、それまでの連立体制と異なり恣意的な支配に陥りやすかったといえる。それならば、三好政長の計画にも大義名分があったといえるだろう。

## 2 三好政長の対応

続けて、天文八年（一五三九）の内訌の後、三好政長がどのような方針をとったのかみておきたい。

### 【史料10 A】〔13〕

紫野養徳院雑掌申城州松崎薑田事、依有違乱族難波云々、以外次第也、所詮不可有他妨上者、任度々御御下知旨、年貢諸公事物等、如先々可致寺納由状如件、

天文八  
八月九日

采本  
長隆（花押）

当所名主百姓中

### 【史料10 B】〔16〕

紫野養徳院領松崎薑田壱町之事、任御下知之旨、如先規可全寺納、若於難波者、堅可申付候、恐々謹言、

天文八年  
八月九日

三好神五郎

政長（花押）

松崎

名主百姓中

同日付であることから、三好政長は【史料10 A】の京兆家奉行人奉書を用意したうえで【史料10 B】を発給したことがわかる。さらに、【史料10 B】と同日付で文言もほぼ同じながら、冒頭部分が「当所之内紫野寺領田地之事」となっている政長の書状も残されている【15】。すなわち、大徳寺は【史料10 A】を要求すると同時に、松崎における大徳寺領全体の安堵も政長に求めたのである。しかも、この安堵状は付年号となっており、より保証力のある様式となっている点も注目される。

そして、その発給時期にも着目したい。三好長慶が摂津へと退いていった直後なのである。この時期の高畠長信は、晴元と敵対した直後なので、おそらく在京もままならなかったであろう。北野社を支持していた長信が京都支配から追われると、これを好機とみた大徳寺は即座に三好政長に歩み寄ったのである。長信とは異なり晴元の意向を尊重する政長の副状【史料10 B】は、【史料10 A】の効力を担保したに違いない。

前述のように、内訌後の和睦にあたって三好政長は山城下郡守護代の職を放棄したと思われる。ただし、山城下郡段銭での交渉を契機として、政長の存在は莊園領主たちから意識されるようになっていた。そして、長信のいなくなった間隙を突いて、政長は晴元権力の窓口として定着するのである。

### 【史料11】〔23〕

養徳院領城州松崎之内薑田壱町之事、任公方御下知・公驗并屋

形奉書之旨、御寺務不可有相違候、万一於押妨之族者、為此方  
 涯分申達、聊不可有疎意之旨、可有御伝達候、恐々謹言、

〔天文八〕  
(異筆)

三好神五郎

十二月六日

政長(花押)

与鴟亭

床下

松田盛秀から晝田耆町の代官職を辞するという内意を得た天文八年一〇月から、幕府奉行人奉書でその旨を正式に通達される二二月二五日までの間に、大徳寺が三好政長からあらかじめ安堵してもらっていることがわかる。この時期には高島長信は京都に復帰しているが、晴元権力との交渉ルートはもはや政長に確定していたといえよう。

そして一〇月末になると、三好政長は八幡四郷に徳政令を出している。<sup>(87)</sup>また、かつての賀茂社は高島長信を取次として細川権力と交渉していたが、天文九年の水論では三好政長や波々伯部元継らを介して訴訟している。<sup>(88)</sup>このように、政長は山城下郡段銭の賦課を契機として、京都周辺の内政に一気に食い込んでいった。

## おわりに

細川晴元の内衆には、古参と新参という内在的な対抗意識に加え、分裂した幕府の再建構想など表向きの方針においても意見

の対立がある。このように対立軸が複雑に絡んでいるため一触即発ということはなく、高国派という共通の敵がいるうちは、晴元派は何とか一つにまとまっている。しかし、共通の敵がいなくなったときや、様々な条件が重なって派閥が明確に二分化すると、対立が先鋭化し軍事衝突に陥ることもある。例えば、新参で將軍として義晴を推す柳本賢治一派と、古参で義維を推す三好元長一派による享祿元年(一五二八)の軍事衝突が挙げられる。また、賢治の後継者である柳本甚次郎と三好元長も天文元年(一五三二)に軍事衝突をした。これらの軍事衝突にはもう一つ背景があつて、三好元長が山城下郡守護代という役割に基づき京都周辺を支配しようとしたのに対し、柳本家は明確な役職につくことなく晴元権力の申次という立場で荘園領主たちと様々な交渉をもつことで京都で実力者となっていた。その結果、二重行政に陥るわけである。それを解消するには、いずれかがいずれかを軍事的に圧伏して、荘園領主との交渉を自らに一本化する必要があつた。

以上のように晴元内衆の内部構造を整理すると、天文七年の山城下郡段銭から翌年の軍事衝突にかけての筋書は、次のように想定できる。三好政長は、山城下郡段銭の賦課などを通じて、高島長信やそれと連携する柳本家から京都周辺における主導権を奪おうとする。晴元ら周囲の者がそれを支援したのは、長信が將軍義晴を推すあまり晴元側の下知に従わないなど、独走する傾向にあつたためと考えられる。それを排除して政長が京都周辺の支配に正当性をもつ

て介入するには、三好元長の山城下郡守護代という立場が格好の先例となった。おそらく、山城下郡段銭の賦課は、その立場に就任したことを宣言するものでもあったと思われる。

そして、その動きに同調する勢力と反対する勢力に二分化したため、晴元内衆の軍事衝突が再び起こった。より具体的にいえば、自らの地位を脅かされた高島長信と父元長が任命された山城下郡守護代の座を掠め取られた三好長慶が、古参として同盟を結んだということになる。古参と新参という内在的な対抗意識と政治方針の対立が重なって勢力が二分化したため、軍事衝突に至ったのである。天文五年に高国弟の細川晴国が減んだのち、高国残党との闘争が落ち着いていたのも対立が先鋭化した一つの要因といえよう。

結果的に三好政長は山城下郡守護代の座を諦めるが、高島長信の晴元に対する反逆と段銭賦課という前例に基づき、政長を晴元権力の申次と認識する莊園領主たちも増えていく。長信の殺害はそれに拍車をかけたに違いない。つまり、長慶との間の禍根は残されることとなった。

ただし、晴元権力の確立が三好政長の表向き目的であったため、三好長慶と政長が協調する事例も少なくない。例えば、高国残党の細川氏綱が実力を備えつつあるなか、それと対抗していくには、晴元権力の意思を早急に統一する必要に迫られる。そうなる、足利義晴に接近し強大な実力を身につけつつある木沢長政を晴元権力から排除するため、天文一〇年に長慶は政長と結ぶ<sup>89)</sup>。結果と

して晴元の近くにいる政長はさらなる実権を握るようになるため、政長と長慶の対立が再燃するのは時間の問題であったといえる。

#### 註

- (1) 拙稿「堺公方」期の京都支配と柳本賢治（拙著『戦国期細川権力の研究』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇一四年）。
- (2) 拙稿「柳本甚次郎と配下の動向」（大阪大谷大学歴史文化研究）第一九号、二〇一九年。以下、享祿四年から天文元年にかけての動向は、特に断らない限りこれによる。
- (3) 拙稿「細川高国の近習と内衆の再編」（前掲註（1）拙著、初出二〇一五年）。
- (4) 「経厚法印日記」天文元年八月二八日条（『改定史籍集覧』第二五冊）。
- (5) 拙稿「木沢長政の政治的立場と軍事編成」（前掲註（1）拙著、初出二〇一七年）。
- (6) 拙稿「堺公方」期の京都支配と松井宗信（前掲註（1）拙著、初出二〇一四年）。
- (7) 山下真理子「天文期山城国をめぐる三好宗三の動向」（『地方史研究』第三八六号、二〇一七年）。以下、山下氏の所説はこれによる。
- (8) 仁木宏「細川氏奉行人飯尾為清奉書と大山崎徳政事情」（『大山崎町歴史資料館館報』第五号、一九九八年）。
- (9) 今谷明「戦国三好一族」（『新人物往来社』一九八五年）九八頁。拙稿「江口合戦への道程」（『大阪大谷大学歴史文化研究』第二二号、二〇二一年）でも論じたように、江口合戦においても長慶は晴元打倒を最終目標とはしていなかった。
- (10) 天野忠幸「三好長慶」（『ミネルヴァ書房』二〇一四年）二八頁〜三〇頁。
- (11) 長江正一「三好長慶」（吉川弘文館、一九六八年）七二頁〜七三

- 頁。
- (12) 正田本離宮八幡宮文書三七号(『大山崎町史』史料編・『戦国遺文三好氏編』三七号(以下『戦三』三七と略記))。
- (13) 東寺百合文書函九三号。
- (14) 東寺百合文書よ函一六七号。『教王護国寺文書』二四五五号。
- (15) 東寺百合文書函一〇〇号。
- (16) 東寺百合文書函一九二二一号。なお、山下氏は史料名を東西九条女御田の算用状としており、ここでも混乱がみられる。
- (17) 東寺百合文書函一九二二二号。
- (18) 拙稿「細川晴国陣営の再編と崩壊」(前掲註(1)拙著、初出二〇一三年)。
- (19) 伊東家古文状(『戦三』一〇八)。
- (20) 『鹿王院文書の研究』六〇〇号。三好政長が表舞台で活動し始める大永七年から入道して宗三を名乗る天文一一年までの間で、この文書の端裏書に「西」と記されることから年次比定できる。
- (21) 「証如書札案」天文七年五六号(『大系真宗史料』文書記録編四・『戦三』一一一)。
- (22) 『天文日記』天文七年七月二日条。
- (23) 『大徳寺文書』一九三三二号・一九三三一一号・二二二号(『戦三』一一四・一一五)。
- (24) 『大徳寺文書』一九四〇号。
- (25) 清涼寺文書二二二号(『京都浄土宗寺院文書』・『戦三』一一六)。
- (26) 前掲註(1)拙稿。
- (27) 『大館常興日記』天文七年九月二日条。
- (28) 『実隆公記』享祿二年一〇月四日条。「植通公記」享祿二年九月一日条・一〇月一三日条・一六日条・一七日条(『図書寮叢刊九条家歴世記録』四)。
- (29) 井関家文書二二二五号(『大覚寺文書』上巻)。
- (30) 『史料3A』と『史料3B』は、「経厚法印日記」天文元年一二月二一日条。
- (31) 田中克行「村の『半済』と戦乱・徳政一揆」(同『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八年、初出一九九三年)。
- (32) 『史料4A』～『史料4D』は、東寺百合文書函九〇号・一三三三号～一三三五号。
- (33) 東寺は「くみの郷衆」などと広く協力しながら対峙している(東寺百合文書函一九七号)、高島長信は吉祥院のみならず、周囲からの動員も視野に入れて調停に臨んだものと思われる。以下の叙述は特に断らない限り、拙稿「細川晴元の取次と内衆の対立構造」(前掲註(1)拙著、初出二〇一六年)による。
- (34) 「細川両家記」享祿二年八月一〇日条(『群書類従』第二〇輯)。
- (35) 拙稿「天文七年の山城下郡段銭と三好政長」(志賀節子・三枝暁子編『中世の収取構造と段銭』勉誠出版、二〇二二年掲載予定。以下、山城下郡段銭についてはこれによる)。
- (37) 「親俊日記」天文八年閏六月一三日条・二二二日条(『続史料大成』一一三)。
- (38) 「天文日記」天文八年閏六月一六日条。「嚴助往年記」天文八年六月条(『改定史籍集覧』第二五冊)。
- (39) 経緯については、拙稿「細川国慶の上洛戦と京都支配」(前掲註(1)拙著、初出二〇一四年)。
- (40) 「親俊日記」天文七年一〇月一五日条。
- (41) 「鹿苑日録」天文七年一〇月一七日条・十一月一〇日条。「親俊日記」天文七年一〇月一九日条・十一月三日条・一〇日条。
- (42) 「親俊日記」天文七年一〇月三日条・二五五五号。
- (43) 「天文日記」天文八年四月二九日条。
- (44) 「親俊日記」天文八年正月一四日条・一五五五号。以下にみる「天文日記」の記述から、この時期の三好長慶は摂津下郡を居所としていたと判断される。天文六年九月の長慶は、「依京兆へ述懐、堺へ退、可渡海由候て、堺二しのひて候由候」という状態にあり、実際に淡路へ渡海している(天文六年九月一五五五号・一八八日条。このように、堺は忍ぶ場なので普段の居所ではなさそうである。そ

- して、一月になると改めて畿内に出陣してくる(天文六年一月五日条)。これ以降、天文八年八月に越水城へ入るまでの長慶の居所はよくわからないが、証如が音信を贈ると二、三日のうちに返事が届くので畿内にいるのは間違いない(天文七年三月三日条・六日条・六月一日条・一六日条・一〇月一六日条・一八日条)。長慶が仏事のために摂津中嶋に一時的に滞在しているときは、証如の使者がすぐに帰ってきていることから(天文八年六月二三日条)、普段は本願寺から少し離れた場所にいるようである。また、京都へ向けて芥川山城に出陣したことが「至摂州上郡出陣候」とされることから(天文八年閏六月一日条、摂津下郡のうち四国とも連絡の取りやすい大阪湾岸を居所にしていたと考えられる)。
- (45) 拙稿「六角定頼の対京都外交とその展開」(『日本史研究』第七一〇号、二〇二一年)。
- (46) 『天文日記』天文八年四月二六日条。この時期の赤松晴政の動向については、渡邊大門「天文七年尼子氏の三木城攻略の史料について」(同『中世後期の赤松氏』日本史史料研究会、二〇二一年、初出一九九七年)。
- (47) 『天文日記』天文八年二月三日条・二四日条。
- (48) 『天文日記』天文七年五月三日条。
- (49) 前掲註(10) 天野著書および天野忠幸『三好一族』(中央公論新社、二〇二一年) 四八頁〜四九頁。
- (50) 『天文日記』天文八年八月一日条。
- (51) 『萩藩閥閥録』巻一一一河野右衛門二号。
- (52) 『親俊日記』天文八年七月二日条・二三日条。
- (53) 『大館常興日記』天文八年六月二日条。
- (54) 前掲註(23)。「天文日記」天文八年五月一六日条によると、四月末に蟄居先に贈った音信の返事が、この日に証如のもとへ届いている。
- (55) 『仁和寺史料』古文書編二六八号。
- (56) 『天文日記』天文八年六月八日条。
- (57) 『大館常興日記』天文八年閏六月一日条。
- (58) 『鹿苑日録』天文八年閏六月六日条。
- (59) 『天文日記』天文八年七月二七日条。『鹿苑日録』天文八年七月二五日条。定員が五名となった当初の側近取次は高畠長直・古津元幸・田井長次・波々伯部元継・湯浅国氏で構成されており、天文七年に湯浅国氏が没すると坪和道祐が参入する。
- (60) 東寺百合文書函九四号。
- (61) 成就院文書(『清水寺史』第三卷戦国時代三九号・『戦三』一一二〇)。正田家本離宮八幡宮文書三九号(『大山崎町史』史料編・『戦三』一一二一)。「大徳寺文書」二五四号(『戦三』一一二二)。知恩寺文書一七号(『京都浄土宗寺院文書』・『戦三』一一三三)。
- (62) 竜安寺文書(『東大史料編纂所影写本』。離宮八幡宮文書二四一〇号(『大山崎町史』史料編)。
- (63) 浄福寺文書四号(『京都浄土宗寺院文書』・『戦三』一一一六)。
- (64) 『親俊日記』天文八年閏六月一日条。
- (65) 『親俊日記』天文八年閏六月一日条。
- (66) 『親俊日記』天文八年七月一日条。国立公文書館デジタルアーカイブの写真版を用いて訂正を加えた。なお、前掲註(34) 拙稿では、高畠長信は三好政長方として参戦したとしたが訂正する。
- (67) 『日本歴史地名大系』第二七巻。京都市の地名(平凡社、一九七九年)。「岩上町」および「中山神社」の項によると、岩上神社はかつて冷泉院のなかにあり、二条城の造築にあたって現在の京都市中京区岩上町に移ってきたという。平安宮の神祇官と冷泉院はいずれも現在の竹屋町通に南接しており、大宮通を挟んで前者が西側、後者が東側に所在した。つまり、柳本元俊と高畠長信が陣取った場所は、現在の二条城北辺に相当する。
- (68) 『鹿苑日録』天文八年七月二四日条。「長享年後畿内兵乱記」天文八年条(『統群書類従』第二〇輯上)。
- (69) 泉涌寺文書八八号(『泉涌寺史』資料篇)。以後、真乘院文書(東

- 京大学史料編纂所影写本)では、天文七年二月二十九日付・天文八年九月二三日付・十一月七日付・十一月二十八日付の晴元奉行人奉書で元俊の違乱が停止されている。
- (70) 前掲註(1) 拙稿。拙稿「丹波山国荘の代官設置と三好長尚」(『大阪大谷大学歴史文化研究』第二三号、二〇二二年掲載予定)。
- (71) 『大館常興日記』天文八年七月二十八日条。「親俊日記」天文八年七月二十八日条。『天文日記』天文八年八月二日条。
- (72) 「長享年後畿内兵乱記」天文八年八月二日条。
- (73) 『鹿苑日録』天文八年九月三日条。
- (74) 「親俊日記」天文八年九月二六日条。『天文日記』天文八年一〇月一日条。
- (75) 『天文日記』天文八年一〇月九日条。
- (76) 『天文日記』天文九年五月一四日条。「如意庵(寺)過去帳」(『文化財資料目録』第二集、西宮市教育委員会、二〇一九年、一〇頁)。
- (77) 天野忠幸「三好一族の人名比定について」(同『増補版 戦国期三好政権の研究』清文堂出版、二〇一五年、初出二〇一〇年)。
- (78) 『天文日記』天文七年三月三日条・天文八年一〇月一四日条・天文九年二月一八日条。
- (79) 『天文日記』天文八年一〇月一三日条・一九日条。
- (80) 『天文日記』天文八年一月二九日条。
- (81) 「証如書札案」天文八年九三号(『戦三』一二八)。
- (82) 『教王護国寺文書』二五四六号。
- (83) 拙稿「天文十七年の細川邸御成と江口合戦」(『年報中世史研究』第四六号、二〇二一年)。
- (84) 『鹿苑日録』天文八年二月三〇日条。
- (85) 『大徳寺文書』一一五八号、一一八四号。
- (86) 前掲註(5) 拙稿でも触れたように、高島長信と立場の近い木沢長政も、動員に応じると引き替えに法華一揆から山科七郷などの代官請を要求されている。
- (87) 「親俊日記」天文八年一〇月二八日条。「嚴助往年記」天文八年一〇月条。
- (88) 『賀茂別雷神社文書』二八〇号(『戦三』一二七)。
- (89) 前掲註(5) 拙稿。